池田市公共工事等暴力団対策措置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、池田市暴力団の排除に関する条例(平成23年池田市条 例第20号。以下「条例」という。)第7条及び第8条の規定に基づき、公共 工事等及び売払い等の適正な履行を確保するために必要な事項を定めるもの とする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、条例及び池田市暴力団の排除に関する条例施行規則(平成23年池田市規則第35号。以下「規則」という。) において使用する用語の例による。

(入札参加除外等)

- 第3条 市長は、公共工事等に関する地方自治法施行令第167条の5の規定に基づく一般競争入札の参加資格及び同令第167条の11の規定に基づく指名競争入札の参加資格(以下「入札参加資格」という。)を有する者及び小規模修繕工事契約希望者登録をした者(以下「入札参加資格者」という。)が別表に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認めるときは、第15条に定める委員会(以下「委員会」という。)の議を経て同表に定める期間において、当該入札参加資格者を公共工事等及び売払い等から排除する措置(以下「入札参加除外措置」という。)を行うものとする。
- 2 前項の規定は、条例第8条第1項第4号に規定する入札の参加者の資格の 登録を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から1年 を経過しない者(以下「登録取下げ者」という。)及び入札参加除外措置を受 けた入札参加資格者(以下「入札参加除外者」という。)を構成員とする共同 企業体についても適用する。この場合において、登録取下げ者に係る別表各 号の規定の適用については、これらの規定中「入札参加資格者」とあるのは、 「登録取下げ者」とする。
- 3 市長は、前2項の規定により入札参加除外措置を行った入札参加除外者から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間が経過した後、 入札参加除外措置の解除等の申出があった場合において、当該入札参加除外者 が別表各号に掲げるいずれの措置要件にも該当する事実がないと認めるとき は、委員会の議を経て、当該入札参加除外措置を解除等するものとする。
 - (1) 別表第1号の措置要件に該当する場合 入札参加除外措置を行った日から2年
 - (2) 別表第2号から第5号までの措置要件に該当する場合 入札参加除外措置を行った日から1年

- 4 前項の場合において、市長は、当該申出に係る入札参加除外者が別表に掲 げるいずれの措置要件にも該当する事実がないことを証明する書面等の提出 を当該入札参加除外者に対して求めることができる。
- 5 市長は、第1項及び第2項の規定により入札参加除外措置を行ったときは、 その事実が別表各号に掲げる措置要件に該当する場合に応じ、それぞれに定め る期間、当該措置を受けた者の商号又は名称、所在地、入札参加除外措置の内 容その他必要な事項を公表するものとする。

(注意喚起)

第4条 市長は、この要綱の趣旨に照らし必要があると認めるときは、委員会 の議を経て、入札参加資格者及び登録取下げ者に対し、必要な措置をとるべ きことを注意喚起するものとする。

(一般競争入札からの排除)

- 第5条 市長は、公共工事等及び売払い等の一般競争入札を行うに当たり、入 札参加除外者の入札参加資格を認めてはならない。
- 2 市長は、公共工事等及び売払い等の一般競争入札を行うに際し、入札参加 資格を認めた者が当該入札に係る契約の締結までの間に入札参加除外措置を 受けたときは、当該入札の参加資格を取り消すものとする。
- 3 市長は、前項の規定により当該入札の参加資格を取り消したときは、当該 入札参加除外者に通知するものとする。

(指名競争入札からの排除)

- 第6条 市長は、公共工事等及び売払い等の指名競争入札を行うに当たり、入 札参加除外者を指名してはならない。
- 2 市長は、公共工事等及び売払い等の指名競争入札を行うに際し、指名を受けた者が当該入札に係る契約の締結までの間に入札参加除外措置を受けたときは、指名を取り消すものとする。
- 3 市長は、前項の規定により指名を取り消したときは、当該入札参加除外者 に通知するものとする。

(随意契約からの排除)

- 第7条 市長は、次に掲げる者を随意契約の相手方としてはならない。
 - (1) 入札参加除外者
 - (2) 入札参加資格の有無にかかわらず大阪府池田警察署又は大阪府警察本部から暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する旨の通報等を受けた当該通報に係る事業者

(下請負等からの排除及び下請契約の解除等)

第8条 市長は、公共工事等及び売払い等の契約の相手方(以下「契約相手方」という。)が前条各号に掲げる者を下請負人等とすることを許してはならない。

- 2 市長は、公共工事等及び売払い等において前条各号に掲げる者を下請負人 等としていると認めるときは、当該契約相手方に対して、当該下請負人等と の契約の解除を求めるものとする。
- 3 第5条から前条までの規定は、入札参加除外者を構成員とする共同企業体 についても適用する。

(契約の解除)

第9条 市長は、条例第8条第1項第6号の規定に基づく契約解除ができるよう、公共工事等及び売払い等の契約締結に当たって当該契約書に暴力団の排除に関する条項を盛り込むとともに、当該契約の相手方に対し、下請負人等との契約締結に当たって暴力団の排除に関する条項を盛り込むよう指導するものとする。

(誓約書の徴収等)

- 第10条 市長は、契約相手方に対し、条例第8条第2項の規定により、当該 契約相手方及びその下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと を表明した誓約書をそれぞれから徴収し、市に提出するよう求めるものとす る。
- 2 市長は、前項に規定する誓約書を提出した契約相手方又はその下請負人等 が暴力団員又は暴力団密接関係者であると認めるとき(第3条の規定により 入札参加除外措置を行う場合を除く。)は、委員会の議を経て、次の各号に掲 げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間、当該違反者の商号又は名称、 所在地、違反の内容その他必要な事項を公表するものとする。
 - (1) 暴力団員又は規則第3条第1項第5号アからエまでに規定する者(以下別表において「役員等」という。)のうちに暴力団員のある事業者に該当すると認められる場合 当該認定をした日から2年
 - (2) 規則第3条第1項第1号から第6号までに掲げる者(前号に該当する事業者を除く。) に該当すると認められる場合 当該認定をした日から1年
- 3 市長は、契約相手方が第1項に規定する誓約書を提出しないときは、その 契約相手方と契約を締結しないよう取り扱うものとする。また、当該誓約書 を提出しなかった入札参加者に対し、池田市指名停止措置要綱(平成13年 7月6日実施)に基づき入札参加停止等の措置を行うものとする。

(協力要請)

第11条 市長は、第3条の規定により入札参加除外措置等を行ったときは、 池田市の公の施設の管理運営を委託している指定管理者、池田市の指定出資 法人に対して、同様の措置を行うよう求めるものとする。

(不当介入に対する措置)

第12条 市長は、契約相手方又は下請負人等から条例第9条第2項の規定に

よる報告を受けた場合は、契約相手方又は下請負人等に対し、不当介入を受けた旨の警察への届出を指導するものとする。

2 市長は、契約相手方又は下請負人等が不当介入を受け、公共工事等及び売払い等の履行遅延等が発生する恐れがあると認められるときは、必要に応じて、工程の調整、履行期限の延長等の措置を講じるものとする。

(関係機関との連携)

第13条 市長は、この要綱の運用に当たっては、大阪府池田警察署及び大阪 府警察本部との密接な連携のもと行うものとする。

(入札参加除外措置の通知)

第14条 市長は、第3条第1項若しくは第2項の規定により入札参加除外措 置、同条第3項の規定による入札参加除外措置の解除、第4条の規定による 注意喚起措置又は第10条第2項の規定による公表を決定したときは、遅滞 なく、当該措置等又は公表の対象者に通知するものとする。

(委員会の設置)

- 第15条 市長は、池田市公共工事等暴力団対策委員会を設置する。
- 2 委員会は、第3条に規定する入札参加除外措置及び入札参加除外措置の解 除に関する審議を行う。
- 3 委員会は、第4条に規定する注意喚起に関する審議を行う。
- 4 委員会は、第10条第2項に規定する公表に関する審議を行う。
- 5 委員会は、副市長及び市職員のうちから市長が選任する者をもって組織する。
- 6 委員会に委員長を置き、契約担当の副市長をもってこれに充てる。
- 7 委員会は、委員長が主宰する。委員長に事故あるとき又は欠けたときは、 他の副市長がその職務を代理する。
- 8 委員長は、必要があると認めるときは、警察捜査機関の出席を求め意見を 聴くことができる。
- 9 委員会の庶務は、契約検査課が行う。
- 10 委員会の運営について必要な事項は別に定める。 (その他)
- 第16条 この要綱に定めのない事項については、条例第16条に規定する池田市暴力団対策会議又は委員会の議を経て市長が定める。

附則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

措置要件	期間
1.個人である入札参加資格者及び法人である入札参加資格者の役員等が、暴力団員であると認められるとき。	当該認定をした日から2年 を経過し、かつ改善されたと 認められるまで。
2. 入札参加資格者及びその役員等が、自己、 自社若しくは第三者の不正の利益を図る目 的又は第三者に損害を加える目的をもって、 暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと 認められるとき。	
3. 入札参加資格者及びその役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず暴力団又は暴力団員に対して金銭、物品その他財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。	当該認定をした日から1年 を経過し、かつ改善されたと 認められるまで。
4. 入札参加資格者及びその役員等が、暴力団 又は暴力団員と飲食や旅行を共にするなど、 社会的に非難されるべき関係を有している と認められるとき。	
5. 入札参加資格者及びその役員等が、下請契約、資材・原材料の購入契約その他の契約に当たり、その契約相手方の入札参加資格の有無にかかわらず、前各号の規定に該当する者であると知りながら、当該契約を締結したと認められるとき。	